

# 武蔵野市国民保護計画

## 資料編

令和元年 12 月



# 資料編目次

## I 実施体制

資料1-1 通信連絡体制

資料1-2 広報に関する基準

資料1-3 武蔵野市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

## 2 避難

資料2-1 町丁目人口及び世帯数

資料2-2 避難施設

資料2-3 大規模集客施設

## 3 救援

資料3-1 救援の程度及び方法の基準

資料3-2 備蓄物資、調達可能物資

資料3-3 地域内輸送拠点

資料3-4 避難所支援本部設置要綱

資料3-5 大規模救出救助活動拠点候補地

資料3-6 災害時臨時離着陸場候補地（武蔵野エリア）

資料3-7 火葬場一覧（多摩地区）

資料3-8 動物の保護に関する通知

資料3-9 安否情報省令関係

資料3-10 公用令書等の様式

## 4 武力攻撃災害の最小化

資料4-1 火災・災害等即報要領

## 5 特殊標章等

資料5-1 特殊標章等の交付等に関する要綱

資料5-2 特殊標章及び身分証明書

## 6 その他

資料6-1 武蔵野市国民保護協議会条例

資料6-2 武蔵野市国民保護協議会

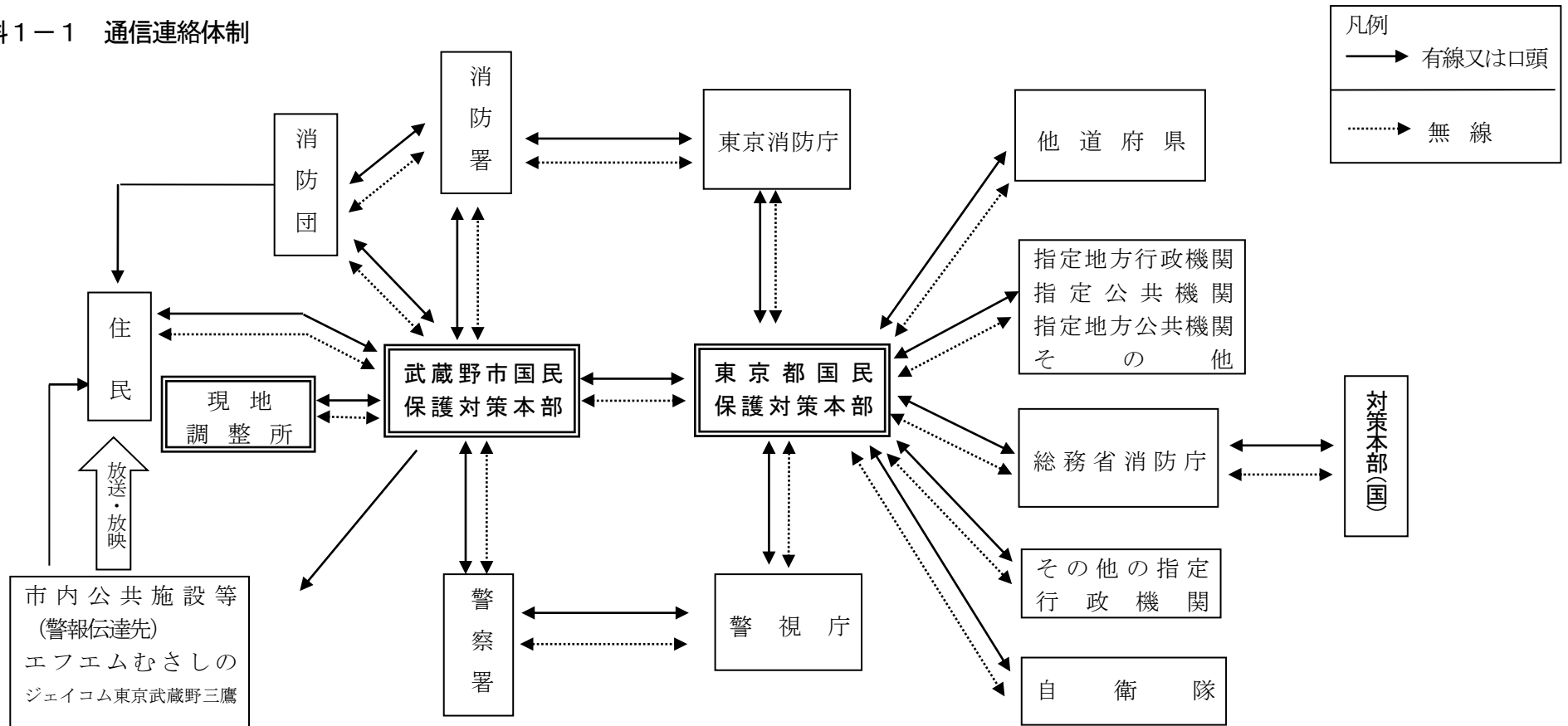
資料6-3 武蔵野市消防団施設一覧



# 1 实施体制



資料 1-1 通信連絡体制



- 武蔵野市
- (1) 地域防災行政無線の活用により、地域内の防災機関等、警報連絡先管理者との間で通信連絡システムを整備し、発令時の通信体制を確保する。
  - (2) 都本部に対し、東京都防災行政無線（不能時等は有線活用）を使用して直接情報連絡を行う。
  - (3) 武力攻撃災害等発生に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を確保しておく。
  - (4) 緊急を要する通信を確保又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信、電報及び非常無線通信が活用できるよう、関係機関の協力を確保しておく。

東京都 東京都防災無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備の利用等、各種の通信手段により市と情報連絡を行なう。

武蔵野警察署 警察無線、警察電話、衛星携帯電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。

武蔵野消防署 防災行政無線及び消防・救急無線・衛星携帯電話及び消防電話等各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。

その他の機関 それぞれの通信システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

## 資料 1-2 広報に関する基準

武力攻撃災害等発生時等には、災害種別、避難の有無や生活に関する様々な情報を正確に市民に対して提供することが必要である。

このため、武力攻撃災害等が発生し又は発生するおそれがあるときは、各関係機関との密接な連絡のもとに、市及び防災機関が一体となった迅速かつ適切な広報活動を実施する。

機 関 名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害発生時等の広報               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の種別、規模、気象の状況等の災害情報</li> <li>(2) 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意</li> <li>(3) 混乱防止の呼びかけ、一時滞在施設の開設状況</li> <li>(4) 避難方法等</li> <li>(5) 学校等の措置状況</li> </ol> </li> <li>2 被災者に対する広報               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害状況</li> <li>(2) 避難所及び一時滞在施設の開設状況</li> <li>(3) 食料・物資等の配給状況</li> <li>(4) 医療機関の診療状況</li> <li>(5) 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害状況及び復旧状況</li> <li>(6) 交通機関等の被害及び復旧状況</li> <li>(7) 防疫・保健衛生措置状況</li> <li>(8) 学校の休校・再開等の措置状況</li> </ol> </li> <li>3 広報の手段               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災無線                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○固定系防災行政無線（屋外拡声子局、屋内戸別受信機）</li> <li>○全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>○防災用MCA無線</li> </ul> </li> <li>(2) メール                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○むさしの防災・安全メール</li> <li>○緊急速報メール（携帯向け市地域限定配信メール）</li> <li>○学校緊急メール</li> </ul> </li> <li>(3) ホームページ                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災情報システム（防災安全センターWEB等）</li> <li>○市ホームページ</li> <li>○災害ブログ</li> </ul> </li> <li>(4) 地域メディア                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○「エフエムむさしの」によるFM放送、サイマル放送</li> <li>○「ジェイコム東京 武蔵野・三鷹」によるテレビ放送、緊急文字放送</li> </ul> </li> <li>(5) SNS                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○ツイッター</li> </ul> </li> <li>(6) アナログ                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報車</li> <li>○消防団ポンプ車による広報</li> <li>○掲示板</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>
市水道部	<p>災害により断水が発生した場合、市民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、警察・消防等の関係機関の協力を得て、断水地域の住民に対し広報する。</p>



	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の被害状況と復旧見込み</li> <li>2 給水拠点の場所及び応急給水の方法</li> <li>3 水質についての注意</li> <li>4 その他の必要事項</li> </ol>
市下水道課	<p>関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害及び復旧状況等を住民に広報する。</p>
武蔵野署 警察 蔵察 野署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適宜活発な広報活動を実施する。 ○避難を必要とする情報  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の被害状況及び見通し</li> <li>(2) 二次災害の見通し</li> <li>(3) その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ</li> </ol> ○混乱防止及び人心の安定を図るための情報  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の被害状況、被害の拡大予想及び見通し</li> <li>(2) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し</li> <li>(3) 災害種別及び道路・橋等の被害状況及び復旧見通し</li> <li>(4) 交通機関の被害状況及び復旧見通し</li> <li>(5) 交通規制の実施状況及び渋滞情報</li> <li>(6) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等</li> <li>(7) その他混乱防止等を図るための情報</li> </ol> </li> <li>2 広報手段 広報車及び広報資器材を活用、あるいは、口頭、掲示、印刷物の配布等の方法により、時宜に応じた広報活動を実施する。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) トランジスターメガホン</li> <li>(2) 交番（駐在所）備え付けマイク</li> <li>(3) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等</li> <li>(4) 交通情報版、光ビーコン、ラジオ</li> <li>(5) ホームページ等</li> </ol> </li> </ol>
武蔵野署 消防 蔵防 野署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適宜活発な広報活動を実施する。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼掛け</li> <li>(2) 火災発生及び延焼状況に関する情報</li> <li>(3) 避難勧告等又は指示に関する情報</li> <li>(4) 救急告知医療機関等の診療情報について</li> <li>(5) 警報伝達の協力に関すること</li> <li>(6) 人心安定を図るための情報</li> </ol> </li> <li>2 広報手段  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防車の車載拡声装置等による広報</li> <li>(2) 口頭、印刷物の配布、消防署、消防団及び町会等の掲示板等による広報</li> <li>(3) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</li> <li>(4) メールマガジンやホームページ等による情報提供</li> <li>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</li> </ol> </li> </ol>

東京電力	<p>1 広報内容</p> <p>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感染事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと</p> <p>(2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること</p> <p>(3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと</p> <p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと</p> <p>(5) 屋外に避難する時は、安全器またはブレーカーを必ず切ること</p> <p>(6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること</p> <p>(7) その他事故防止のための留意すべき事項</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ、ラジオ、新聞等の通信機関を通じて行う。</p> <p>(2) 市の協力を得て固定系防災行政無線（同報系）も活用する。</p> <p>(3) 広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ KDDI ソフトバンク	<p>1 通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 等の提供開始情報等の広報を行う。</p> <p>2 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。</p>
東京ガス	<p>災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くして被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報を実施する。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項</p> <p>(2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。</p> <p>(2) NHK 及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。災害発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。</p>
J R 東日本 京王電鉄 西武鉄道	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 駅における広報案内</p> <p>災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み、帰宅困難者保護に関する情報等を掲示や放送により行う。</p> <p>(2) 乗務員による広報</p> <p>乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。</p> <p>2 広報手段</p> <p>被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ、ラジオ等のマスコミを通じて、市民への情報提供に努める。</p>

武蔵野市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月17日)  
条例第14号

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、武蔵野市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び武蔵野市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

**第2条** 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

**第3条** 保護本部に本部長室、部及び班を置く。

- 2 部に部長を、班に班長を置く。
- 3 本部長室、部及び班に属すべき保護本部の職員は、規則で定める。

(職務)

**第4条** 本部長は、保護本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 部長及び班長は、本部長の命を受け、部又は班の事務を掌理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の保護本部の職員は、部長又は班長の命を受け、部又は班の事務に従事する。

(会議)

**第5条** 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他武蔵野市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

**第6条** 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第7条** 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(武蔵野市緊急対処事態対策本部)

**第8条** 第2条から前条までの規定は、武蔵野市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 2 避 難



資料 2-1 町丁目人口及び世帯数

(令和元年6月1日現在)

町丁目名		世帯数 (世帯)	人 口 (人)		
			男	女	総数
吉祥寺東町	1丁目	1,967	1,574	1,587	3,161
	2丁目	2,564	2,237	2,476	4,713
	3丁目	1,811	1,725	1,873	3,598
	4丁目	818	731	847	1,578
吉祥寺南町	1丁目	1,262	1,044	1,286	2,330
	2丁目	1,708	1,349	1,497	2,846
	3丁目	2,004	1,718	1,958	3,676
	4丁目	1,679	1,451	1,564	3,015
	5丁目	942	827	845	1,672
御殿山	1丁目	1,287	1,052	1,207	2,259
	2丁目	1,107	996	1,031	2,027
吉祥寺本町	1丁目	1,390	1,029	1,031	2,060
	2丁目	1,893	1,302	1,460	2,762
	3丁目	1,791	1,406	1,594	3,000
	4丁目	2,137	1,777	2,181	3,958
吉祥寺北町	1丁目	2,056	1,864	1,999	3,863
	2丁目	1,464	1,473	1,647	3,120
	3丁目	1,908	2,003	2,095	4,098
	4丁目	1,642	1,685	1,874	3,559
	5丁目	780	854	917	1,771
中町	1丁目	2,103	1,656	1,698	3,624
	2丁目	2,512	2,129	2,184	4,313
	3丁目	3,344	3,208	3,488	6,696
西久保	1丁目	1,350	1,208	1,407	2,615
	2丁目	2,590	2,254	2,293	4,547
	3丁目	2,733	2,313	2,396	4,709

町丁名		世帯数 (世帯)	人 口 (人)		
			男	女	総数
緑町	1丁目	1,102	1,110	1,125	2,235
	2丁目	2,592	2,432	3,048	5,480
	3丁目	324	334	355	689
八幡町	1丁目	638	630	639	1,269
	2丁目	246	338	341	679
	3丁目	656	682	718	1,400
	4丁目	465	486	495	981
関前	1丁目	251	247	254	501
	2丁目	1,164	1,223	1,207	2,430
	3丁目	1,465	1,613	1,606	3,219
	4丁目	757	745	755	1,500
	5丁目	885	831	876	1,707
境	1丁目	2,050	1,684	1,783	3,467
	2丁目	2,092	1,831	1,970	3,801
	3丁目	883	931	1,004	1,935
	4丁目	964	979	996	1,975
	5丁目	2,161	2,119	2,256	4,375
境南町	1丁目	1,273	1,131	1,264	2,395
	2丁目	2,662	2,226	2,677	4,903
	3丁目	1,423	1,265	1,375	2,640
	4丁目	1,532	1,355	1,436	2,791
	5丁目	1,169	1,048	1,125	2,173
桜堤	1丁目	1,397	1,290	1,438	2,728
	2丁目	1,921	2,457	2,670	5,127
	3丁目	521	530	559	1,089
総 数		77,435	70,382	76,677	147,059



0～14歳人口（人）		17,392
内訳	男	8,969
	女	8,423

65歳以上人口（人）		32,486
内訳	男	13,577
	女	18,909

外国人登録人口（人）	3,287
------------	-------

## 資料 2 - 2 避難施設

### 1 一時集合場所一覧

名 称	住 所	収 容 人 員	校 庭 面 積
第一小学校	吉祥寺本町 4-17-16	3,200 人	6,489 m <sup>2</sup>
第二小学校	境 4-3-15	2,400 人	4,982 m <sup>2</sup>
第三小学校	吉祥寺南町 2-35-9	2,700 人	5,450 m <sup>2</sup>
第四小学校	吉祥寺北町 2-4-5	4,500 人	9,160 m <sup>2</sup>
第五小学校	関前 3-2-20	2,800 人	5,764 m <sup>2</sup>
大野田小学校	吉祥寺北町 4-11-37	4,900 人	9,835 m <sup>2</sup>
境南小学校	境南町 2-27-27	4,300 人	8,710 m <sup>2</sup>
本宿小学校	吉祥寺東町 4-1-9	3,500 人	7,068 m <sup>2</sup>
千川小学校	八幡町 3-5-25	1,600 人	3,290 m <sup>2</sup>
井之頭小学校	吉祥寺本町 3-27-19	2,400 人	4,865 m <sup>2</sup>
関前南小学校	関前 3-37-26	3,700 人	7,510 m <sup>2</sup>
桜野小学校	桜堤 1-8-19	3,000 人	6,189 m <sup>2</sup>
第一中学校	中町 3-9-5	4,400 人	8,828 m <sup>2</sup>
第二中学校	桜堤 1-7-31	3,400 人	6,898 m <sup>2</sup>
第三中学校	吉祥寺東町 1-23-8	3,900 人	7,825 m <sup>2</sup>
第四中学校	吉祥寺北町 5-11-41	3,500 人	7,065 m <sup>2</sup>
第五中学校	関前 2-10-20	5,100 人	10,243 m <sup>2</sup>
第六中学校	境 3-20-10	3,900 人	7,968 m <sup>2</sup>
成蹊学園グラウンド	吉祥寺北町 3-3-1	43,800 人	87,580 m <sup>2</sup>
計		103,800 人	39,126 m <sup>2</sup>

## 2 避難場所（広域避難場所）一覧

名 称	住 所	収 容 人 員	計画避難人員	面 積
グリーンパーク	吉祥寺北町5丁目 緑町2・3丁目 八幡町2丁目	161,500人	168,100人	323,000㎡
成蹊学園グラウンド	吉祥寺北町3丁目	31,500人	81,100人	63,000㎡
井の頭恩賜公園	御殿山1丁目	26,500人	49,400人	53,000㎡
小金井公園	桜堤3丁目他	509,500人	210,000人	802,000㎡
国際基督教大学周辺	三鷹市大沢3丁目他	447,500人	57,700人	895,000㎡
計		1,176,500人	566,300人	2,136,000㎡

※ 収容人員は、1人当たり2㎡で算出

## 3 指定避難所一覧

避難所名	体育館 (㎡)	特別教室 (㎡)	普通教室 (㎡)	廊下 (㎡)	使用予定範囲	
					面積計 (㎡)	収容人員 (人)
第一小学校	538	1,057	778	682	3,025	1,833
第二小学校	525	804	900	540	2,769	1,678
第三小学校	889	1,111	972	555	3,527	2,138
第四小学校	511	981	780	603	2,875	1,742
第五小学校	525	850	744	624	2,743	1,662
大野田小学校	653	1,280	1,850	1,218	5,001	3,031
境南小学校	536	2,224	1,020	840	4,620	2,800
本宿小学校	551	1,650	669	989	3,859	2,339
千川小学校	739	1,534	960	864	4,097	2,483
井之頭小学校	691	1,298	698	987	3,674	2,227
関前南小学校	528	568	689	452	2,237	1,356
桜野小学校	648	1,028	1,289	884	3,849	2,332
第一中学校	872	1,838	581	430	3,721	2,255
第二中学校	895	1,740	581	344	3,560	2,158
第三中学校	890	1,613	581	368	3,452	2,092
第四中学校	1,004	2,522	781	1,421	5,728	3,472
第五中学校	750	1,178	509	387	2,824	1,712
第六中学校	780	1,216	512	489	2,997	1,816
総 計	12,371	24,492	14,894	12,647	64,558	39,126

※ 収容人員は、2人当たり3.3㎡で算出（避難所設置基準）

4 二次避難所（福祉避難所）（令和元年4月1日現在）

	施設名	平常時のサービス種類等	所在地
1	吉祥寺ホーム	高齢者総合福祉施設	吉祥寺北町 2-9-2
2	ゆとりえ	特別養護老人ホーム	吉祥寺南町 4-25-5
3	桜堤ケアハウス	ケアハウス	桜堤 1-9-9
4	高齢者総合センター	デイサービスセンター	緑町 2-4-1
5	北町高齢者センター	デイサービスセンター	吉祥寺北町 4-1-16
6	ぐっどういる境南	デイサービスセンター	境南町 3-25-4
7	障害者総合センター	生活介護・自立訓練など°	吉祥寺北町 4-11-16
8	障害者福祉センター	生活介護・自立訓練	八幡町 4-28-13

資料 2 - 3 大規模集客施設

1 駅舎

施設名	住所	乗車人員 (人)	電話
J R 吉祥寺駅	吉祥寺南町 1-1-24	143, 313	22-8690
J R 三鷹駅	三鷹市下連雀 3-46-1	97, 413	050-2016-1602
J R 武蔵境駅	境 1-1-2	68, 423	
京王吉祥寺駅	吉祥寺南町 2-1-31	72, 966	43-5522
西武武蔵境駅	境南町 2-1-12	15, 194	33-9961

(平成 30 年市勢統計及び東日本旅客鉄道八王子支社ホームページ)

2 学校

施設名	住所	電話
市立第一小学校	吉祥寺本町 4-17-16	22-1421
市立第二小学校	境 4-3-15	51-4478
市立第三小学校	吉祥寺南町 2-35-9	43-2322
市立第四小学校	吉祥寺北町 2-4-5	22-1423
市立第五小学校	関前 3-2-20	51-2196
市立大野田小学校	吉祥寺北町 4-11-37	51-0511
市立境南小学校	境南町 2-27-27	32-3401
市立本宿小学校	吉祥寺東町 4-1-9	22-4723
市立千川小学校	八幡町 3-5-25	51-3695
市立井之頭小学校	吉祥寺本町 3-27-19	51-7188
市立関前南小学校	関前 3-37-26	53-7655
市立桜野小学校	桜堤 1-8-19	53-5125
市立第一中学校	中町 3-9-5	51-8041
市立第二中学校	桜堤 1-7-31	52-2148
市立第三中学校	吉祥寺東町 1-23-8	22-1426
市立第四中学校	吉祥寺北町 5-11-41	51-7675
市立第五中学校	関前 2-10-20	52-0421
市立第六中学校	境 3-20-10	53-6311
都立武蔵高校(附属中学)	境 4-13-28	53-2230
都立武蔵野北高	八幡町 2-3-10	54-2090
私立成蹊小学校	吉祥寺北町 3-3-1	37-3839
私立武蔵野東小学校	緑町 2-1-10	53-6211
私立聖徳学園(小・中・高)	境南町 2-11-8	31-3839
私立吉祥女子(中・高)	吉祥寺東町 4-12-20	22-8117
私立藤村女子(中・高)	吉祥寺本町 2-16-3	22-1266
私立成蹊(中・高)	吉祥寺北町 3-10-13	37-3818
成蹊大学	吉祥寺北町 3-3-1	37-3531
亜細亜大学	境 5-24-10	54-3111
亜細亜大学短期大学	境 5-24-10	54-3111
日本獣医生命科学大学	境南町 1-7-1	31-4151
日本赤十字看護大学	境南町 1-26-1	31-0116
中野スクール・オブ・ビジネス	吉祥寺南町 2-4-1	48-2001

二葉栄養専門学校	吉祥寺本町 2-11-2	21-1367
二葉ファッションアカデミー	吉祥寺南町 1-10-1	45-1141
武蔵野学芸専門学校	中町 1-27-2	50-1177
武蔵野東高等専修学校	西久保 3-25-3	54-8611
二葉製菓学校	吉祥寺本町 2-23-8	20-4556
武蔵野美術学園	吉祥寺東町 3-3-7	22-8176

### 3 病院・医院

施設名	住所	電話
武蔵野赤十字病院	境南町 1-26-1	32-3111
吉祥寺南病院	吉祥寺南町 3-14-4	45-2161
森本病院	吉祥寺本町 2-2-5	22-5161
吉方病院	中町 2-2-4	52-4371
武蔵野陽和会病院	緑町 2-1-33	52-3212
小森病院	関前 3-3-15	55-8311
武蔵境病院	境 1-18-6	51-0301
第一臼田医院 (19床)	西久保 1-18-16	54-1032
吉祥寺あさひ病院	吉祥寺本町 1-30-12	22-1120

### 4 店舗

施設名	住所	電話
吉祥寺PARCO	吉祥寺本町 1-5-1	21-8111
丸井吉祥寺店	吉祥寺南町 1-7-1	48-0101
アトレ吉祥寺	吉祥寺南町 1-1-24	22-1401
東急百貨店吉祥寺店	吉祥寺本町 2-3-1	21-5111
ヨドバシカメラ吉祥寺店	吉祥寺本町 1-19-1	29-1010
西友吉祥寺店	吉祥寺本町 1-12-10	21-1311
キラリナ京王吉祥寺	吉祥寺南町 2-1-25	29-8240
吉祥寺ロフト	吉祥寺本町 1-10-1	23-6210
イトーヨーカ堂武蔵境店	境南町 2-2-20	31-2111
コピス吉祥寺	吉祥寺本町 1-11-5	27-2100
ラウンドワン吉祥寺店	吉祥寺本町 1-11-22	29-1051
LABI吉祥寺	吉祥寺南町 2-3-13	70-3851
ドン・キホーテ吉祥寺駅前店	吉祥寺南町 1-9-1	40-6271
ユニクロ吉祥寺店	吉祥寺本町 2-2-17	28-0160

## 5 ホテル

施設名	住所	電話
吉祥寺第一ホテル	吉祥寺本町 2-4-14	21-4411
吉祥寺東急REIホテル	吉祥寺南町 1-6-3	47-0109
リッチメントホテル東京武蔵野	中町 2-4-1	36-0022
ホテルメッツ武蔵境	境南町 2-1-8	32-5111
シティテル武蔵境	境南町 2-4-15	33-5111

## 6 映画館

施設名	住所	電話
吉祥寺プラザ	吉祥寺本町 1-11-19	22-5336
吉祥寺オデオン	吉祥寺南町 2-3-16	48-6521
アップリンク吉祥寺	吉祥寺本町 1-5-1-B2	66-5042

## 7 文化施設

施設名	住所	電話
武蔵野公会堂	吉祥寺南町 1-6-22	46-5121
市民会館	境 2-3-7	51-9144
武蔵野芸能劇場	中町 1-15-10	55-3500
吉祥寺美術館	吉祥寺本町 1-8-16	22-0385
武蔵野スイングホール	境 2-14-1	54-1313
松露庵	桜堤 1-4-22	36-8350
武蔵野市民文化会館	中町 3-9-11	54-8822
吉祥寺シアター	吉祥寺本町 1-33-22	22-0911





# 3 救 援

資料 3 - 1 救援の程度及び方法の基準

救援の程度及び方法の基準

平成 2 7 年 4 月 1 日現在

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考				
I	収容施設の供与	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算				
		長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,621,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可				
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,530,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可				
II	炊き出しその他の食品及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1人1日(3食)当り 1,080円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による				
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用				
III	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び 食器ニ 光熱材料					
			世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算
			季別	夏	18,300円以内	23,500円以内	34,600円以内	41,500円以内	52,600円以内
		冬	30,200円以内	39,200円以内	54,600円以内	63,800円以内	80,300円以内	11,000円以内	

IV	医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	救護班における実施が原則 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(マッサージ、はり等)における医療の実施可 ○次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 病院又は診療所への収容 5 看護
V	被災者の捜索及び救出	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	
VI	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者	一体当り 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内	○死体の応急的処理程度ものを行う ○原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱	
VII	電話その他の通信設備の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費	
VIII	①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1 世帯当り 567,000円以内	○居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○現物をもって実施
	②	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	○避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○小学校児童・中学校生徒 特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒を含む ○高等学校等生徒 高等学校(定時・通信制含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

VIII	③	死体の 捜索 及び 処理	死体の 捜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
			死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
	④	武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 134,300円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
			救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費	当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者捜索、救出 4 死体捜索、処理 5 救済用物資の整理配分	

- ※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。
- ※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。
- ※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準を定める。
- ※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

## 参考

### 国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

### 国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示〔救援の指示〕があった日（法第75条第1項ただし書の場合〔救援を要し指示を待たずに救援を実施した場合〕にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

## 資料3-2 備蓄物資、調達可能物資

### 1 備蓄物資

○食料備蓄状況（平成29年4月1日現在、以降は数量の変化なし）

品目	細品目	数量
飲料水	飲料水（500ml ペットボトル）	32,160 本
主食	クラッカー	96,600 食
	アルファ米（炊き出し用）	78,000 食
	アルファ米（個食）	18,000 食
	お粥缶	12,000 食
	パン缶詰	20,160 本
副食	魚缶詰	64,800 缶
乳児	粉ミルク	1,032 缶
	粉ミルク（アレルギー用）	84 缶

○災害救助物資備蓄一覧表

備蓄物品		備蓄総数	避難所基本数量
生活必需品	生活用品セット	12,250 セット	500 セット
	タオル	1,000 枚	50 枚
	トイレトペーパー	960 巻	48 巻
	ポケットティッシュ	80 箱	4 箱
	紙オムツ（大人用）	9,300 枚	360 枚
	紙オムツ（子供用）	64,100 枚	2,400 枚
	生理用品	4,800 枚	— 枚
調理器具類	カセットコンロ	1,800 台	100 台
	カセットガス	5,500 本	300 本
運搬器具	ワンタッチリヤカー	35 台	1 台
	簡易ベッド	175 台	2 台
	車椅子	60 台	2 台
	担架	250 台	7 台
工具	ジャッキ	115 台	5 台
	レンチセット	45 セット	2 セット
	救助工具セット	110 セット	5 セット
	剣スコップ	110 本	— 本

備蓄物品		備蓄総数	避難所基本数量
水・トイレ	防災タンク	590 個	20 個
	携帯トイレ	4,000 個	200 個
	簡易トイレ	1,000 個	30 個
	組立て式トイレ	100 台	3 台
敷物	防水シート	4,100 枚	114 枚
	毛布	43,500 枚	100 枚
	マット	39,000 枚	70 枚
	ビニールござ	1,000 枚	20 枚
重機器	ろ水機	30 台	— 台
	発電機	90 台	2 台
	ガス発電機	40 台	2 台
	投光機付発電機	40 台	2 台
	投光機	130 台	4 台
	炊き出し釜	90 台	2 台

○拠点倉庫内のトイレ資機材備蓄（平成27年4月1日現在）

防災倉庫設置施設名	仮設トイレ（基）	
	一般型（S型）	車椅子対応用（H型）
市庁舎	1 基	
桜野小学校体育館	1 基	
富士重工	5 基	
総合体育館	10 基	
第四中学校体育館	38 基	10 基
第三小学校北棟	5 基	1 基
計	60 基	11 基

○避難所施設内のトイレ資機材備蓄（平成27年4月1日現在）

施設名	仮設トイレ（基）		組立て式 トイレハウス	簡易トイレ用 テント	簡易トイレ サニターⅡ
	一般用	車椅子用			
第一小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第二小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第三小学校	3 個		1 個	1 個	30 個
第四小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第五小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
大野田小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
境南小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
本宿小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
千川小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
井之頭小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
関前南小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
桜野小学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第一中学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第二中学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第三中学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第四中学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第五中学校	2 個		1 個	1 個	30 個
第六中学校	2 個		1 個	1 個	30 個
都立武蔵高校	2 個				30 個
都立武蔵野北高	2 個				30 個
計	41 個		18 個	18 個	600 個



○災害用救急医療セット

1 JM-8

構 成	内 容		
蘇生セット1号	①診断用具	②識別用具	③蘇生用具
蘇生セット2号	④挿管吸引用具	⑤気管切開用具	⑥補助用具
創傷・耳鼻眼科 セ ッ ト	①外科用具	②注射用具	③耳鼻眼科用具
熱 傷 セ ッ ト	④補助用具		
骨 折 セ ッ ト	①冷却材及び衛生材料		
輸液・助産セット	①骨折固定用具	②補助用具	
補 充 セ ッ ト	①静脈切開用具	②輸液用具	③助産用具
救 急 薬 品	①補充用具		
	①消毒剤	②鎮痛、鎮静剤	③強心、利尿剤
	④止血、麻酔剤	⑤血圧昇圧剤	⑥内外用剤
	⑦補液剤		

2 JM-3

構 成	内 容		
1 号 セ ッ ト	①診断用具	②連絡用具	③蘇生吸引用具
	④気管切開用具	⑤補助用具	⑥外科用具
	⑦注射用具		
2 号 セ ッ ト	①診断用具	②輸液用具	③耳鼻眼科用具
	④消毒用具	⑤骨折固定用具	④衛生材料用具
3 号 セ ッ ト	①診断用具		
救 急 薬 品	①診断用具		
	①診断用具	②鎮痛、鎮静剤	③強心、利尿剤
	④止血、麻酔剤	⑤血圧昇圧剤	⑥内外用剤
	⑦補液剤	⑧人工蘇生器	

※ 上記JM-8＝1セット、JM-3＝6セットを武蔵野市立保健センター及び医療救護所に備蓄し、内容品の経過したものの滅菌・交換及び点検を業務委託して管理している。

○参考

【市立公園内災害トイレ整備状況】(平成31年2月27日現在)

名 称	住 所	災害用トイレ(基)		整備年度 (平成)
		マンホール式	スツール型 (洋式)	
南町防災広場	吉祥寺南町 5-6	一般用 4	3	12
東町防災広場	吉祥寺東町 4-16	車椅子用 1	3	13
吉祥寺西公園	吉祥寺本町 3-7	一般用 5		14
境南町防災広場	境南町 3-20	車椅子用 1	2	15
吉祥寺公園	吉祥寺本町 1-34		2	16
境山野緑地	境 4-5		4	
西久保二丁目 防災広場	西久保 2-15	車椅子用 1 一般用 2		17
なかよし公園	吉祥寺北町 4-9		2	
第2浄水場公園	桜堤 1-6		3	
大正通り北公園	吉祥寺本町 2-28	車椅子用 1	2	
関前四丁目公園	関前 4-13		3	18
境三丁目緑地	境 3-10		2	
西久保児童公園	西久保 3-13		2	
本村公園(拡充)	境 3-26		2	
北町さくら緑地	吉祥寺北町 4-4		3	19
グリーンパーク緑地	八幡町 1		1	
境冒険遊び場公園	境 3-20		4	
北裏やまふく公園	吉祥寺北町 5-3		1	20
本宿公園	吉祥寺東町 3-5		2	
四中東公園	吉祥寺北町 5-4		1	
大師通り公園	関前 3-40		1	

名 称	住 所	災害用トイレ(基)		整備年度 (平成)
		マンホール式	スワール型 (洋式)	
境南くつろぎ公園	境南町 5-10		4	2 1
城山ひろば公園	西久保 2-11		4	
中央通り さくら並木公園	吉祥寺北町 4-11		4	
南町苗木畑公園	吉祥寺南町 4-16		2	
あおき公園	境南町 1-14		1	
グリーンパーク緑地 (拡充)	八幡町 1-5		7	
西久保公園	西久保 1-43		1 5	
東町くすのき公園	吉祥寺東町 3-5		2	
扶桑通り公園	吉祥寺北町 5-6		3	2 2
かえで公園	吉祥寺北町 4-1		1	
仲通り公園	関前 2-30		1	
境南中央公園	境南町 4-21		4	
ふじ公園	西久保 1-24		2	
北裏公園	吉祥寺北町 3-16		2	
若竹公園	関前 4-12		1	
はなもみじ公園	吉祥寺北町 2-20		5	
吉祥寺北緑地	吉祥寺北町 1-23		2	2 3
境本公園	境南町 3-14		2	
大野田公園	吉祥寺北町 4-11		2	
みやび青葉公園	吉祥寺北町 2-16		2	
ひぐち橋公園	関前 5-11		1	
境橋公園	境 4-12		1	
八幡町第二公園	八幡町 4-3		1	
五小前公園	西久保 3-25		1	
境南ふれあい 広場公園	境南町 2-3	車椅子用 2 一般用 1 0		
横河公園	中町 3-6		2	

名 称	住 所	災害用トイレ(基)		整備年度 (平成)
		マンホール式	スツール型 (洋式)	
中央通り東公園	中町 3-5		2	24
久保公園	関前 1-6		2	
上水北公園	桜堤 3-3		1	
むらさき公園	御殿山 2-11		1	
さくら見公園	関前 5-6		1	
桜堤二丁目防災広場	桜堤 2-8		車椅子用 2 一般用 1	
三谷公園	西久保 1-6		4	
上水あけぼの橋公園	桜堤 2-8		1	
こうしん橋公園	吉祥寺北町 5-10		2	
玉川上水公園	関前 1-1		2	
吉祥寺の社 宮本小路公園	吉祥寺東町 1-17		2	
木の花小路公園	吉祥寺北町 3-8		2	
本宿東公園	吉祥寺東町 4-8		2	
本田東公園	吉祥寺東町 4-18		2	
八幡町いこいの広場	八幡町 4-15		2	
関前三丁目 ポケット広場	関前 3-40		1	
西久保三丁目 ポケット広場	西久保 3-2		4	
すくすく泉公園	吉祥寺本町 3-27		2	26
吉祥寺東町 ふれあい公園	吉祥寺東町 1-23		2	
東町一丁目 そよ風緑地	吉祥寺東町 1-23		1	
中町二丁目ポケット広場	中町 2-13		1	

名 称	住 所	災害用トイレ(基)		整備年度 (平成)
		マンホール式	スツール型 (洋式)	
ゆりの木公園	吉祥寺北町 4-3		2	27
津田公園	境南町 4-15		2	
グリーンパーク緑地	関前 3-13		2	29
合 計		27	161	

【都立公園内災害トイレ整備状況】(平成31年2月27日現在)

名称	住所	災害用トイレ(基) (マンホール式)	備考
武蔵野中央公園	八幡町 2-4	18	市施工 防火水槽転用
		18	都施工
井の頭恩賜公園	御殿山 1-18	21	
合 計		57	

【学校避難所内災害用トイレ(下水道直結型)整備状況】(平成31年2月27日現在)

避難所名称	所 在 地	災害用トイレ(基)	内車椅子対応 (基)
第一小学校	吉祥寺本町 4-17-16	10	2
第二小学校	境 4-2-15	10	2
第三小学校	吉祥寺南町 2-35-9	10	2
第四小学校	吉祥寺北町 2-4-5	10	2
大野田小学校	吉祥寺北町 4-11-37	10	2
境南小学校	境南町 2-27-27	10	2
本宿小学校	吉祥寺東町 4-1-9	10	2
千川小学校	八幡町 3-5-25	10	2
関前南小学校	関前 3-37-26	10	2
第一中学校	中町 3-9-5	10	2
第二中学校	桜堤 1-7-31	10	2
第三中学校	吉祥寺東町 1-23-8	10	2
第四中学校	吉祥寺北町 5-11-41	10	2
第五中学校	関前 2-10-20	10	2

## 2 調達可能物資

燃料、食料品及び応急物資等の調達については、武力攻撃等の発生又は発生の恐れが生じた場合に、協定により、数量・納入日時、納入場所等の必要事項を伝達し要請する。

### 協定先一覧

種 別	調 達 (協 定) 先	所 在 地
石 油 類	東京都石油商業組合多摩東支部	武蔵野市境 4-14-15
物 資 類	株式会社 イトーヨーカ堂 NPO法人 コメリ災害対策センター	千代田区二番町 8-8 新潟市南区清水 4501-1
食 料 品	東京むさし農業協同組合	小金井市中町 4-16-24
米 穀	武蔵野市米穀小売商組合	

資料 3-3 地域内輸送拠点

施設名称	所在地
武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町 5-11-20

(東京都地域防災計画震災編〔別冊資料〕抜粋)

資料3-5 大規模救出救助活動拠点候補地

	候補地名	住所	現況	管理者
1	東京都立小金井公園	小金井市萩野町2丁目	いこいの広場	都建設局
2	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町5丁目	芝生広場	都建設局
3	東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町3丁目	サッカー場	府中市
4	東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町2丁目	原っぱ広場	都建設局
5	東京都立川地域防災センター※	立川市緑町3233-2	防災施設	都総務局 ほか

※活動拠点としての東京都立川地域防災センターについては、立川防災基地内の都防災機関の施設等の機能を含む。

(東京都地域防災計画震災編〔別冊資料〕抜粋)



資料 3-6 災害時臨時離着陸場候補地（武蔵野エリア）

施設名	所在地	面積 (㎡)	施設面積 (㎡)	避難場 所指定	現況用途	管理者
都立武蔵野中央公園	八幡町 2-4-22	10,000	112,440.33	○	公園	都
武蔵野陸上競技場	吉祥寺北町 5-11-20	7,000	20.017	○	陸上競技 場	市
武蔵野赤十字病院	境南町 1-26-1	—	—	—	—	—

(東京都地域防災計画震災編〔別冊資料〕抜粋)

資料 3-7 火葬場一覧（多摩地区）

名称	所在地	電話番号	設置者
青梅市火葬場	青梅市長淵 5-743	0428(22)3918	青梅市
瑞穂斎場組合	瑞穂町大字富士山栗原新田 244	042(557)0064	瑞穂葬祭場組合
思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	日の出町大字平井字谷戸 3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
八王子市斎場	八王子市山田町 1681-2	0426(64)5707	八王子市
日野市営火葬場	日野市多摩平 3-28-8	042(583)8888	日野市
南多摩斎場	町田市上小山田町 2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
立川・昭島・国立火葬場	立川市羽衣町 3-20-18	042(522)2730	立川・昭島・国立聖苑 組合
日華多磨火葬場	府中市多磨町 2-1-1	042(361)2174	株式会社日華
府中の森市民聖苑	府中市浅間町 1-3	042(367)7788	府中市

(東京都地域防災計画震災編〔別冊資料〕抜粋)

## 資料3-8 動物の保護に関する通知

### 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項について の基本的な考え方

平成17年8月31日 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課

#### 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

##### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

##### ○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体を実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

#### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

##### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援

活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

## 資料 3-9 安否情報省令関係

### 安否情報の収集及び回答に係る留意事項について

(平成 18 年 4 月 3 日付け消防国第 13 号 消防庁国民保護・防災部長)

#### 第一 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否については様式第 1 号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第 2 号の収集様式により情報を収集することとする。その際、別紙 3 の記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し周知等を行うものとする。

この場合、負傷した住民については病院等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、情報を収集することとし、予め、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、十分協議しておくことが適当である。

#### 第二 安否情報の照会における照会者の本人確認について

- (1) 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保健証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。
- (2) ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。  
具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4 情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照会することにより、本人確認を行うことが適当である。
- (3) (2) の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報省令第 3 条第 3 項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4 情報の照会を行うこととする。
- (4) なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、(1) の方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

### 第三 安否情報の提供について

総務大臣は都道府県知事から報告を受けた安否情報を、全ての都道府県知事及び市町村の長が安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し提供を行うこととする。

### 第四 その他の留意すべき事項について

#### 1 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報システムの構築が前提となっている安否情報省令第五条については、施行期日を平成19年4月1日としている。

#### 2 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）を改正し、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（           年    月    日    時    分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年           月           日
④ 男女の別	男           女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本           その他（    ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷                   非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定 ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回 答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する 回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲ん で下さい。	同意する  同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

### 安否情報照会書

総務大臣 東京都知事 殿 武蔵野市長	年 月 日	
申 請 者 住所（居所） 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項に基づき安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	①被紹介者の親族は同居者であるため。 ②日照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ ）	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。



安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 東京都知事 武蔵野市長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

# 安 否 情 報 報 告 書

報告日時： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分  
 市町村名：武蔵野市 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫家族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。
  - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に死亡と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
  - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

資料 3-10 公用令書等の様式

別記様式第一

収容第〇〇〇号

公 用 令 書

氏 名  
住 所

第 81 条第 2 項  
第 81 条第 4 項  
第 183 条にお  
第 183 条にお

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

いて準用する第 81 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。  
いて準用する第 81 条第 4 項  
(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業企画 A5 とする。

別記様式第二

保管第〇〇〇号

公 用 令 書

氏 名  
住 所

第 81 条第 3 項  
第 81 条第 4 項  
第 183 条にお  
第 183 条にお

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

いて準用する第 81 条第 3 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。  
いて準用する第 81 条第 4 項  
(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業企画 A5 とする。

別記様式第三

使用第〇〇〇号

公 用 令 書

氏 名  
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条  
第 183 条において準用する第 82 条 の規定の基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本産業企画 A5 とする。

別記様式第四

取消第〇〇〇号

公 用 取 消 令 書

氏 名  
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第 2 項  
第 81 条第 3 項  
第 81 条第 4 項  
第 82 条  
第 183 条にお  
第 183 条にお  
第 183 条にお  
第 183 条にお

いて準用する第 81 条第 2 項 の規定の基づく公用令書 ( 年 月 日第 号)  
いて準用する第 81 条第 3 項  
いて準用する第 81 条第 4 項  
いて準用する第 82 条  
に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の  
ための措置に関する法律施行令 第 16 条  
第 52 条において準用する第 16 条 の規定により  
これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

備考 用紙は、日本産業企画 A5 とする。

## 4 武力攻撃災害の最小化



## 火災・災害等即報要領

〔 昭和 59 年 10 月 15 日  
消防災第 267 号消防庁長官 〕

**改正** 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 8 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 22 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防衛、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ

が著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、

ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。



## (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

###### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

##### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

###### (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

- 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
  - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
  - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
  - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
  - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
  - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく

取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

#### オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

### (3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

#### (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

#### (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

#### (4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別  
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況  
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況  
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）
- (4) 災害対策本部等の設置状況  
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項  
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者 3 人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分 )	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 ) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 } 半鐘棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 ha
り災世帯	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。



## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

### (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそ

- れ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人)			
			重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽症 人 ( 人)			
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人		
	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	消防防災ヘリコプター	機	人			
	海上保安庁	人				
	自衛隊	人				
その他	人					
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

### 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

- (1) 事故災害種別  
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要  
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等  
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。  
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否  
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）  
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）  
で、未だ救助されていない者の数を記入すること。  
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況  
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、  
所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の  
搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、  
事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入す  
ること。
- (8) その他参考事項  
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。  
(例)
  - ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
  - ・ 避難指示（緊急）、避難勧告の発令状況
  - ・ 避難所の設置状況
  - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
  - ・ 被害の要因（人為的なもの）
    - 不審物（爆発物）の有無
    - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	重症 中等症 軽症	人（ 人） 人（ 人） 人（ 人）
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
										一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県		災害名 第 報 報告番号 ( 月 日 時現在)		区 分 被 害		区 分 被 害		災 害 設 置 状 況 対 策 本 部 等 の	都 道 府 県 市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号	第 報	田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円			
			冠 水	ha	農 林 水 産 業 施 設	千円			
報 告 者 名		畑	流失・埋没	ha	公 共 土 木 施 設	千円			
			冠 水	ha	そ の 他 の 公 共 施 設	千円			
区 分 被 害		そ の 他	文 教 施 設	箇 所	小 計	千円			
人 的 被 害	死 者		人	病 院	箇 所	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体		
	行 方 不 明 者		人	道 路	箇 所	農 業 被 害	千円		
負 傷 者	重 傷		人	橋 り よ う	箇 所		林 業 被 害	千円	
	軽 傷		人	河 川	箇 所	畜 産 被 害	千円		
住 家 被 害	全 壊		棟	港 湾	箇 所	水 産 被 害	千円		
			世 帯	砂 防	箇 所	商 工 被 害	千円		
半 壊	棟		世 帯	清 掃 施 設	箇 所	そ の 他	千円		
				人	崖 く ず れ		箇 所		
一 部 破 損	棟		世 帯	鉄 道 不 通	箇 所	被 害 総 額	千円		
		人		被 害 船 舶	隻	119番通報件数	件		
床 上 浸 水	棟	世 帯	水 道	戸	災 害 の 概 況				
			人	電 話		回 線			
床 下 浸 水	棟	世 帯	電 気	戸		応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況 (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)		
			人	ガ ス			戸	自衛隊の災害派遣	
公 共 建 物	棟	世 帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	そ の 他				
			人	り 災 世 帯 数	世 帯				
そ の 他	棟	世 帯	り 災 者 数	人					
			火 災 発 生	建 物	件				
非 住 家	棟	世 帯	火 災 発 生	危 険 物					
			人	そ の 他	件				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。



## 5 特殊標章等



## 資料5-1 特殊標章等の交付等に関する要綱

### 武蔵野市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条—第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条—第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条—第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）
- 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、武蔵野市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

#### （交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規程に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### （交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

### (腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

### (旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

### (訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

### (特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

### (特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

## 第3章 身分証明書の交付等

### (身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

### (身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。



(身分証明書の再交付)

第 12 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式 4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第 10 条第 2 項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める機関とする。

#### 第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第 17 条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第 6 章 雑則

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(事務局)

第 19 条 武蔵野市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災安全部防災課が行

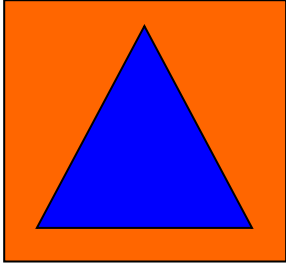
うものとする。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

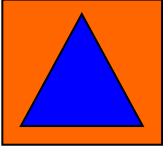
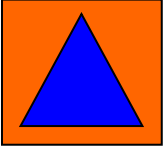
資料5-2 特殊標章及び身分証明書

1 特殊標章

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左胸に表示		<p>○特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。</p> <p>①青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>○特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。</p> <p>○特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK 値：C-0、M-36、Y-100、K-0、RGB 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK 値：C-100、M-100、Y-0、K-0、RGB 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。</p> <p>（武蔵野市 ○）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車 両 章	車両の両側面及び後面に表示		

## 2 身分証明書

### 表面

	武蔵野市長	
	身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
<p>この証明書の所有者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

### 裏面

身長/Height .....	目の色/eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information		
血液型/Blood type .....		
.....		
所有者の写真/Photo of Holder		
印章/Stamp		所持者の氏名/Signature of holder

【日本産業企画A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）】

別記様式 1 (第 4 条関係)  
 特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

武蔵野市長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____  (ローマ字) _____	生年月日 (西暦)  年 月 日
申請者の連絡先  住 所：〒 _____ _____  電話番号： _____  E-mail : _____	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; padding: 5px;">                     写 真                      縦 4 × 横 3 cm                      (身分証明書の交付又は                      使用許可の場合のみ)                 </div>	
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)  身 長： _____ 目の色： _____  頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh 因子 _____)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)  _____ _____ _____	
(許可権者使用欄) 資格： _____  証明書番号： _____ 交付等の年月日 _____  有効期間の満了日： _____  返納日： _____	



特殊標章再交付申請書

年 月 日	
武蔵野市長 殿	
申請者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____ 印 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※受 付 欄	※経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

武蔵野市長 殿	年 月 日
申請者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号 2 理由 3 その他必要な事項	
※受 付 欄	※経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。



## 6 そ の 他



## 資料 6 - 1 武蔵野市国民保護協議会条例

### 武蔵野市国民保護協議会条例

(平成18年3月17日)  
条例第13号

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、武蔵野市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の総数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第5条** 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第6条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第7条** 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 6 - 2 武蔵野市国民保護協議会

(令和元年 4 月 1 日現在)

区分	法の根拠	委員職名
会長	法 40 条第 1 項	武蔵野市長
自衛隊	法 40 条第 4 項 2 号	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊衛生隊長
都職員	法 40 条 4 項 3 号	警視庁武蔵野警察署長
		東京都多摩府中保健所長
		東京都西部公園緑地事務所長
副市長	法 40 条第 4 項 4 号	武蔵野市副市長
教育長、 消防吏員	法 40 条第 4 項 5 号	武蔵野市教育長
		東京消防庁第八消防方面本部長
		東京消防庁武蔵野消防署長
市の職員	法 40 条第 4 項 6 号	武蔵野市消防団長
指定公共機関	法 40 条第 4 項 7 号	武蔵野赤十字病院長
		東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社長
		東京ガス(株)西部支店長
		(株)JR 東日本ステーションサービス 立川駅務管区吉祥寺駅長
		日本通運(株)多摩支店長
		東日本電信電話(株)東京武蔵野支店長
		日本郵便(株)武蔵野郵便局長
指定地方公共機関	法 40 条第 4 項 7 号	(一社) 武蔵野市医師会長
		(公社) 東京都武蔵野市歯科医師会長
		武蔵野市薬剤師会長
学識経験者等	法 40 条第 4 項 8 号	(株)エフエムむさしの代表取締役
		ジェイコム東京 武蔵野・三鷹局長
		武蔵野市赤十字奉仕団委員長
		武蔵野市議会議長
		武蔵野市議会総務委員長
		武蔵野市議会建設委員長
		武蔵野商工会議所会頭
		計 28 名

法 = 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)

資料 6 - 3 武蔵野市消防団施設一覧

施設名	住 所	連絡先
本 部	武蔵野市緑町 2 - 2 - 2 8 市役所内	60-1820
第 1 分団	武蔵野市吉祥寺南町 5 - 2 - 1 4	47-4823
第 2 分団	武蔵野市吉祥寺本町 1 - 2 7 - 2	21-0170
第 3 分団	武蔵野市御殿山 1 - 6 - 1	22-0916
第 4 分団	武蔵野市吉祥寺北町 1 - 1 9 - 1	21-4825
第 5 分団	武蔵野市吉祥寺北町 3 - 5 - 2 2	53-6732
第 6 分団	武蔵野市西久保 3 - 1 6 - 7	55-2873
第 7 分団	武蔵野市八幡町 3 - 6 - 2 0	53-6782
第 8 分団	武蔵野市境 3 - 1 7 - 1 1	54-9478
第 9 分団	武蔵野市桜堤 2 - 1 - 2 1	52-2250
第 10 分団	武蔵野市境南町 2 - 1 9 - 1 3	32-8538

